都市機能誘導施設の設定に係るヒアリングについて

1 目的

都市機能誘導施設の設定に係る検討にあたり、候補施設の立地状況を把握するとともに、関係機関に個別にヒアリングを実施し、候補施設の各地域における過不足や、将来を見据えた効率化・合理化計画、再編計画等の有無について確認するため。

2 調査対象および施設立地の動向等

(1) 市が所管する行政施設全般

- ・今後、個別施設ごとに改修、建替等の見通しを整理する予定であり、 実際に建替や統合をする際には、施設の用途や周辺類似施設との関係 性を踏まえ実施する方針としている。
- ・その際、施設の利用圏によっては都市機能・居住の各誘導区域を考慮 することが想定され、特に中広域利用施設については、誘導区域内へ の立地が考えられる。

(2) 介護・福祉施設

- ・通所系サービスの事業所として、通所介護、密着通所介護、認知症対 応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能居宅介護、看 護小規模居宅介護がある。
- ・いずれの施設も、利用者自ら通うことは想定されておらず、事業所の 送迎車で行われている。
- 各通所介護施設は、秋田市全域の各地域に分散して配置されていることが望ましい。
- ・65歳以上人口に対する通所介護・地域密着型通所介護の中央地区に おける配置は、東部、南部地区と同程度である。
- ・現状、小規模多機能居宅介護以外は、市場原理に任せ、地区等を指定していない。

(3) 子育て支援施設

- ・既存施設の撤退等のリスクや、公立保育所の民間移行も視野に入れ、 地域利用型施設の「特定教育・保育施設」「地域型保育事業」を全拠点 で都市機能誘導施設に位置付けるべき。
- ・「企業主導型保育事業」は、企業の意思で整備を行うもののため、特定 地域への誘導は困難である。

(4) 商業施設

・一定規模を超えるスーパーマーケットなどは、用途地域や土地の広さ等、立地できる場所が限られていることに加え、各事業者が個別の方針により店舗を展開している。

(5) 医療施設

- ・現時点では、病院・診療所とも市内全域に広く立地しており、基本的 には需給バランスがとれていると捉えている。
- ・秋田市を含む秋田周辺医療圏 (二次医療圏) は病床過剰地域となっており、病院および有床診療所が増えることは想定されていない。

(6) 教育施設 (小·中学校)

- ・「秋田市小・中学校の適正配置等に関する提言(平成28年2月)」を 受け、適正配置に係る検討を行っている最中であり、現時点で個別具 体な統廃合・適正配置の方針はない。
- ・今後の適正配置に向けた作業方針としては、エリアごとの学校数の検 討した上で、具体な統廃合の計画および廃校舎の利用方針を検討する 予定としている。